

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	障がい児及び障がい者福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田市は、障がい児及び障がい者福祉に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

○障がい児及び障がい者福祉事務では、システムの保守を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、受託業者との間に「個人情報の保護及び取扱いに関する契約」を締結し、また、承諾のない再委託を禁止している。
○内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、IDカード及びパスワードにより操作者を限定するとともに、追跡調査のため端末やシステムの操作記録を保存し、外部媒体への保存に制限をかけるなどの対策を講じている。

評価実施機関名

大田市長

公表日

令和4年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい児及び障がい者福祉に関する事務 基礎項目評価書
②事務の概要	<p>身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、知的障害者福祉法、児童福祉法に基づき、障がい者及び障がい児に必要な支援を行う。</p> <p>大田市は、上記の法律及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請受付事務および異動・喪失等に伴う届出事務 ②特別障害者手当、障害児福祉手当の申請受付事務および異動・喪失等に伴う事務 ③障害福祉サービスの利用申請に基づく区分認定調査事務 ④自立支援給付・障害児通所支援に係る給付、地域生活支援事業に係る給付に伴う事務</p>
③システムの名称	障がい者福祉システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障がい者福祉システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一 項番:8、11、12、14、34、46、47、84
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二 <別表第二における情報提供の根拠> 項番:16、26、56の2、57、87、116 <別表第二における情報照会の根拠> 項番:10、11、12、16、20、53、67、68、108、109、110
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大田市総務部総務課法令係 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 TEL:0854-83-8012
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	「7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」における請求先と同じ

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月2日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第二における情報照会の根拠	別表第二における情報照会の根拠に「12」「20」を追加する	事後	法令改正のため
平成29年11月2日	I 関連情報 ⑤. 評価実施 機関における担当部署 ①部署	健康福祉部総務福祉課	健康福祉部地域福祉課	事後	組織の改編
平成29年11月2日	I 関連情報 ⑤. 評価実施 関における担当部署 ②所属長	総務福祉課長 大谷 積	地域福祉課長 和田 二郎	事後	人事異動
令和1年6月6日	I -5.-② 所属長の役職名	地域福祉課長 和田 二郎	地域福祉課長	事後	様式変更のため
令和1年6月6日	IVリスク対策	(なし)	評価書の内容のとおり	事後	様式変更のため
令和2年9月15日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 2.取扱者数	平成27年6月1日時点	平成32年9月1日時点	事後	
令和3年8月11日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	関係法令の改正のため